

## 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準について

公益社団法人群馬県助産師会

本会の理事及び監事の報酬については、定款第26条に無報酬と定めているので、報酬等は支給しない。

公益社団法人群馬県助産師会 定款より抜粋

(役員報酬)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払をすることができる。